

佐藤寿三郎の議員活動詳報

ことぶき月報 (No.250) 2019 年(令和元年)7月号

終世書生気質：ブログ・千曲のかなた (議員活動を速報でお伝えしてます)

【須坂市議会 9 月定例会に向けて】

1. 私の議会内議員活動

(1) 全員協議会

開議日時 令和元年 7 月 24 日

開議場所 議会第 4 委員会室

協議事項

1) 生涯学習スポーツ課非常勤職員の公金着服事案について

事件の概要：平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 2 月まで、須坂市の生涯学習スポーツ課元非常勤職員で 26 歳の男性が、平成 30 年度小・中学校使用料の一部 (35 万 4,785 円) を着服していたことが発覚した。

小職の質疑：①3 ケ年間市の非常勤職員として勤務していたようだが、平成 28 年、29 年の 2 年間については、着服の痕跡 (犯行) はなかったのか。

市答弁 ⇒調査した結果、無かった。

②市は本件事案を刑法第 253 条 (業務上横領罪) と認識しているのか？

市答弁 ⇒その通り。

③着服の手口が極めて巧妙って、且つ反復・継続してなされたものであり、厳罰に処さなければならない事案と思うが。

然し、市は被害額が少額であること。本人が深く反省していること。本人の将来も考慮して全額弁償された場合には、告訴をしない行政裁量のようなのだが、公金着服からすれば、例え本人の将来も考慮してとあるが、寧ろ本人のためには司法の処理に委ねるべきでないか。

市答弁 ⇒警察とも相談をしての行政裁量である。

④会計処理として、平成 30 年度小・中学校使用料に関して、35 万 4,785 円が減収であると推測されるが、示談成立によって市に元非常勤職員から弁償を受けた際の会計事務処理はどうなるのか。

市答弁 ⇒30 年度分の会計で、事件の発覚を了知していなかったもので、調定の更正手続等は踏んでいない (法的にできない)。

事件発覚が7月12日であったことから、市が着服された金35万4,785円を元非常勤職員から弁償されて入金になった、直近の議会に令和元年度9月議会補正予算の歳入において雑入として処理することとなる。

⑤思うに、市民からは本件に関して司法手法として告発、行政手法として住民監査請求が考えられる。仮に全額弁償された場合に市は告訴をしないとしても、これらの手法が残されていることを念頭に置いて、市民の理解を得られるための対応（検討）を図りたい。

⇒承知した。

2) 竜ヶ池の漏水及び対策工事について

○事案の概要：7月10日、市が管理する臥竜公園にある「竜ヶ池」から水が漏れ、池の堰堤の外側の住宅街にある畑が水浸しになった。

市が池の水を抜いて原因を調べたところ、池の脇に直径20センチほどの旧取水口が発見された。

○小職の質疑：

① 本案は池の漏水でなく、旧取水溝が健全に機能していたとみるべきではないか。要は堰堤外側の取水開閉栓が経年劣化により損壊したことによる溢水とみるが如何か。

市答弁⇒お見込みとおり。旧取水溝が健全に機能していたと言える。

3) 議員有志で竜ヶ池の現場調査を実施

令和元年7月12日、竹内勉議員、久保田克彦議員、佐藤壽三郎議員は、竜ヶ池の漏水箇所と冠水した土地を見聞し、居合わせた市担当者より漏水の原因について考えられる説明を受けました。

2. 長野広域連合議会

令和元年7月19日、長野市議会議場にて令和元年7月長野広域連合議会臨時会が開議されました。

(1) 臨時会のご報告

1) 上程された議案は次のとおりです。

議案第9号：令和元年度長野広域連合一般会計予算

平成31年度予算全体における元号の表示については、「令和」に統一するものとする。

○ 総務委員会審査：原案のとおり可決すべきものとした。

◇ 本会議： 全員可決

議案第10号：長野広域連合広域計画策定委員会条例の一部を改正する条例
長野広域連合広域計画策定委員会条例のうち、第3条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

- 総務委員会審査：原案とおり可決すべきものと決した。
- ◇ 本会議： 全員可決

議案第 11 号：工事変更請負契約の締結について（長野広域連合一般廃棄物最終処分場浸出水処分施設建設工事）
変更後の契約金額 14 億 7264 万 9 千円
増額分内訳 2 億 4792 万 9 千円

- 福祉環境委員会審査：原案とおり可決すべきものと決した。
- ◇ 本会議： 全員可決

2) 専決処分の承認を求める案件が上程されました。

承認第 2 号 専決処分の報告承認を求めることについて（平成 30 年度長野広域連合ごみ処理施設事業特別会計補正予算）
事業名：（仮称）B 焼却施設整備事業用地購入財産購入費
金額：2682 万 2 千円

事業費：（仮称）B 焼却施設整備事業用地補償補填及び損害金
金額：359 万 7 千円

- ◇ 本会議：上程された承認は原案のとおり承認しました。
- ◇

3) 繰越明許費繰越計算書の報告について

報告 第 2 号 平成 30 年度長野広域連合ごみ処理施設事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について

- ◇ 本会議：上程された報告は了承されました。

4) 長野広域連合長の開会あいさつから抜粋

① ごみ処理施設の建設について。

I. ながの環境エネルギーセンターについて。

§ 平成 31 年 3 月に施設が供用開始してから 4 か月余り経過し、これまで安全にごみ処理を続けられている。

3 月 10 日に竣工式を予定。

II. B 焼却施設について。

§ 今月（7 月）29 日に施工事業者主催による安全祈願祭が予定されている。

III. 一般廃棄物最終処分場について。

§ 現在は本体施設の造成工事を進めている外、浸出水処理施設の設計業務を行っています。

② 高齢者福祉施設の運営について。

I. 「第一次社会福祉法人か推進計画」に基づき、平成 33 年度から須坂荘の民営化を予定し、7 月 16 日から募集を開始し、本年 10 月を目途に移管先法人を決定できるように進めている。

(2) 令和元年 7 月 18 日、長野広域連合議会令和元年度行政視察を執行しました。

1) 上伊那クリーンセンターを視察

○上伊那クリーンセンター所長より、①圏域のごみ処理広域化の経緯 ②圏域のごみ処理の考え方 ③上伊那クリーンセンター竣工までの経過等の説明、④同センターの事業内容、施設概要等の説明を受けた。その後施設内を見学した後、総括質疑をし退庁しました。

2) **かんてんぱぱガーデンを視察**

伊那食品工業株式会社最高顧問・塚越寛氏の講演を聴講しました。

① 講演の要旨：

教育の原点とは何か ⇒ 人間をつくるのが教育と考える

↓

人生はたった一度だ!! 要は如何に有意義に過ごすかだ

○それには・・・

◇先哲の教えを軽視してはいけない。見直して欲しい【温故知新】

◇末広がりか人生で最良と思える【向上心、隠忍自重の精神】

◇経営者は、ちゃんとした会社経営をしなくてはならない

○テクニックでは社員は動かない 【社員は宝であり石垣だ】

○あたりまえのことを、あたりまえにおこなう大切さ 【平常心】

◇会社は何のためにあるのか 【創設時の心意気を不忘せぬこと】

○目的と手段を履き違いをしていないか 【利己主義の排除】

【 】内は佐藤壽三郎の要約

② 講演を終えての私感：

塚越氏の講演を拝聴しながら、ふと感じたことであるが、塚越寛氏の目指す会社の姿は、「塚越ファミリー」の創造ではないか。

「会社は何のためにあるのか。」この思考の行き着く先は、社員は塚越氏を父と慕い、社員同士は将に兄弟姉妹の関係ではないのか。この会社に関わりある総ての人々が幸せに、悔いのない人生をおくるために、目的と手段を履き違いを決してしないように日々を過ごす崇高なものの考え方に敬服した。滅私奉公は議員活動にも通じるものである。

(3) **令和元年7月29日、長野広域連合B焼却施設建設工事安全祈願祭を執行**

小職は、長野広域連合議会・福祉環境委員長として、工事安全祈願祭の神事において玉串拝礼を行い工事の安全を祈願しました。

① 執行場所：長野広域連合B焼却施設建設地

千曲市大字屋代字中島外

② 参集範囲：長野広域連合を構成する長野市外市町村長、長野広域連合議会議長、福祉環境委員会委員長外福祉環境委員、地元区長・地権者等関係者。パシフィックコンサルタンツ株式会社、クボタ環境サービス・守谷商会特定建設工事共同企業体関係者外総員凡そ80名。

3. **私の議会外議員活動**

(1) 有志議員による法律学習会

催名 **第11回 行政法研修**
期日 令和元年7月12日
場所 議会第3委員会室
講師 特定行政書士 佐藤壽三郎
内容 行政法とは何か
行政法の分類

催名 **第12回 行政法研修**
期日 令和元年7月18日
場所 議会第3委員会室
講師 特定行政書士 佐藤壽三郎
内容 行政組織法、行政作用法、行政救済法
私法と公法：二元論、一元論、新しい動き
行政の仕組み：行政主体、行政機関、行政庁、補助機関、
諮問機関と参与機関。2つの行政機関概念、公務員

催名 **第13回 行政法研修**
期日 令和元年7月30日
場所 議会第3委員会室
講師 特定行政書士 佐藤壽三郎
内容 行政作用法：行政の行政形式、行政行為の効力、行政裁量

(2) 陳情の受理と陳情に基づく現地調査

○参議院選挙投票のためメセナホールの投票所に出向いた。足が不自由のためスロープを利用しようとしたが、却って遠回りを強いられ肉体的に疲労した。障がい者のために駐車場からスムーズなスロープへの通路の配慮を市は願いたい。

(男性：境沢町)

現場を調査：7/21 小職はこの陳情を受けた後に、メセナに投票に出向いて現状の把握に努めました。投票日は普段利用されない来賓専用の駐車場が解放されるため、多くの投票者はこの駐車場を利用することが判明した。然しこの駐車場からメセナホールの玄関に行くには、必然的に階段を登るほかない。そこで陳情者はコンコース脇に設置してあるスロープを利用しようと思いついたことが想定される。然し、スロープを利用するには、下車場所から、一旦坂を下だり、更に芝を横断しなければ、スロープを利用することができない。足の不自由な御仁にとっては、過分な遠回りを強いられたことが判明した。このことを陳情者が要望として挙げられたものと思料される。

「階段の昇降に不自由を感じる人が、駐車場等からスロープを利用して、メセナホールの玄関まで辿り着く難儀を慮るとき、スロープへの連絡路を新設する必要性を考えねばならない」と現場を踏破しての結論であります。

4. 【須坂の街から】行列の出来る店はラーメン屋だけだ！

須坂で行列の出来る店を探すと、行列の出来る店はラーメン屋だ。

ショッピングセンターを復活させるには、ショッピングセンターにラーメン店を集約させることも一考ではないか。「さっぽろラーメン横丁の須坂版」によってショッピングセンター復活を図るしかないのではないか。それには県内の「うまいと評判のラーメン屋」を挙げて須坂に招き寄せ、須坂は一か所でラーメンの食べ歩きが叶う地にすれば良いのではないか。ラーメンのメッカにするか、うどんのメッカにするかの選択も必要かもしれない。

然し、耐震基準に適合しない下駄ばき集合建物の建て替えが取り沙汰されている
昨今、クリアしなければならない課題もある。

5. 【 史記列伝（岩波書店）から拾う金言 】

「貧夫は財に徇じ、烈士は名に徇ず。夸る者は権に死し、衆庶は生をむさぼる」

○伯夷列伝第一 一巻

「君子は己を知らざる者に屈し、己を知る者に志を伸ぶ」

○管・晏列伝第二 一巻

「意見を述べるにあたり大切な事は、説く相手の誇りとする点を誇張して、恥とする点を全然述べないようにする言いかたを心得ることにある。」

○老子・韓非列伝第三 一巻

「大将たるもの命令をうけたその日より、家を忘れ、軍に出ておきてを定めてよりは、親しきものも忘れ、太鼓を打ち鳴らす急のときには、わが一身をも忘れるものである。」○司馬穰苴列伝 第四

「国の守りは徳でございます。險阻ではございませぬ」○孫子・呉起列伝 第五

6. 壽会佐藤壽三郎後援会：お寄せ頂いた会員の声

○全国市議会議長会から議員勤続 20 年表彰おめでとうございます。健康には十分ご配慮され、私共須坂市民のためにご活躍願います。【男性、北原町在住】

○寿三郎さんご苦労様でした。これからも応援していますから、健康に気を付けて頑張って下さい。【女性、北原町在住】

○表彰おめでとうございます。これからも健康に気を付けて議員活動に邁進してください。【女性、県内在住】

◆【青春の記憶】東京の下町を語る

昭和 43 年、私は上京したての頃、東京の下町と言われる東向島に一時期住んだことがある・・・

高校時代の同級生が、東向島のアパートに住んでいて、水道橋にあるデザイナー専門学校に通っていたので、これ幸いに居候をさせてもらったことがあった・・・

東向島時代に、これまた高校の同級生の義兄のご一家が「玉ノ井」に住まれていて、日曜の朝などは、この同級生 3 人が朝食を頂きに参じた事も思い出す。

玉ノ井界限は、住まわれている家の造りも、往時を偲ばれる構えであったように記

憶する。大学2年のころ、永井荷風の「瀬東綺譚」を読んだが、小説の舞台はかつて私が一時期居候していたことのある、東向島や玉ノ井が舞台ではないか。この小説を読むまで、玉ノ井の歴史的な存在は知らなかった。当時19歳そこそこの私であるが、風情のある情緒豊かで、住んでいる人々の大らかさが漂う雰囲気のある街並みを感じていた私には、抵抗なくすんなり読める小説であった。

「瀬東綺譚」に登場する町名を始点とし、次々に登場する町名の二点を線で結んで、更に先を次々と辿ると玉ノ井に辿り着く。特に荷風は玉ノ井に至っては、こと裏道や近道まで知り尽くしているらしく細かく書かれていて、大好きな下町を本の中で散策でき、恰もこの小説を手にして読み進めると、地図をなどっているようで、下町に実際居るような感覚に陥ってしまう不思議な小説である・・・

思えば、須坂の旧市街地も路地や迷路が張り巡らされていた。この地に生まれ育った者でないと、すんなりと大通りに出れない裏道があったことゝ玉ノ井は似ている。

久々に本棚から取り出して「瀬東綺譚」を読み返してみた・・・
黄泉に召された同級生と通った、下町の「松の湯」や屋号は忘れたが猫の尿の匂いのきつかった「洋食屋」が思い出された。彼はこよなくこの東向島界隈を愛した男だった。当時、彼と風呂上がりに「松の湯」の向かいのおでん屋に立ち寄り飲んだラムネの旨さが思い出されるが、貧乏書生のささやかな贅沢であった。彼はデザイナー専門学校に学んだ後に、帰郷して会社を興して成功したが、六十歳半ばで亡くなられてしまったが惜しい逸材を亡くした。残念で残念でならない。同級生の冥福を祈って合掌した・・・

今度上京する機会があったら、曳舟から東向島界隈を訪ねてみたいものだ・・・

■□■□■□■□ 発行日 令和元年（2019年）7月31日

編集：発行人 須坂市議会議員 佐藤 壽三郎
<http://www.zyusaburo.com/> ホームページ
<http://zyusaburo.blog.fc2.com/> ブログ・千曲のかなた